

## 埼玉県発掘調査評価・指導委員会設置要綱

### (目 的)

**第1条** 埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、県内で実施される埋蔵文化財の発掘調査について、その成果及び出土品等の評価の客観性を確保するため、第三者機関として埼玉県発掘調査評価・指導委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その検証を行うものとする。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について評価・指導・提言を行う。

- (1) 遺跡の文化的又は社会的価値について
- (2) 遺構の認定に関する適否について
- (3) 発掘調査方法の是正について
- (4) 出土品の学術的価値について
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

### (委員会の開催)

**第3条** 県教育委員会は、発掘調査により検出された遺構又は出土品等について特に検証が必要であると認めるときは、その都度、案件に応じた関連分野の専門家を委員に選任し、委員会を開催する。

### (委 員)

**第4条** 県教育委員会は、当該調査地を管轄する教育委員会又は当該調査主体者以外の者の中から、原則として複数名の委員を選任するものとする。

- 2 委員の任期は、当該年度を越えない範囲で、当該案件の検証が終了するまでの期間とする。

### (委員長)

**第5条** 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会 議)

**第6条** 委員会の会議は、県教育委員会教育長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、公開とする。

(委員会の記録)

**第7条** 委員会は、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席及び欠席した委員の氏名

(3) 検討事項

(4) 検討の経過

(5) その他必要な事項

(事務局)

**第8条** 委員会の事務局は、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課に置く。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則** この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

**附 則** この要綱は、平成30年4月1日から施行する。